

訴 状

令和6年3月7日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 平 裕介

同 弁護士 伊藤 建

(連絡担当) 同 弁護士 堀田 有大

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

地位確認等請求事件

訴訟物の価額 710万円

貼用印紙額 4万円

目 次

請求の趣旨	7
請求の原因	7
第 1 事案の概要	7
第 2 当事者	8
第 3 本件確認請求に関する主張	8
1 本件確認請求における主な争点	8
2 本件除名処分は司法審査の対象となる	9
(1) 共産党袴田事件最判は判例変更すべきである	9
(2) 令和 2 年最大判は地方議会に部分社会の法理を認めた昭和 3 5 年最大判を判例変更した	10
(3) 「憲法上の根拠」なく「法律上の争訟」の要件に該当する場合に司法審査を拒絶すれば憲法 3 2 条・憲法 7 6 条 1 項に違反する	10
ア 司法審査の対象外とするためには「憲法上の根拠がある場合」に厳格に限定される	11
イ 八幡製鉄最大判によれば「憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいない」	12
ウ 憲法 2 1 条 1 項の保障する「結社の自由」は「憲法上の根拠がある場合」に該当しない	13
(4) 本件除名処分に関する司法審査のあり方	14

ア	本件除名処分は当然に司法審査の対象となる	14
イ	本件除名処分につき被告の裁量は認められない	15
3	本件懲戒処分の手続は違法である	16
(1)	支部が行うべき除名処分を特別な事情もないのに地区委員会が行ったこと (規約50条)に係る違法	16
ア	規約50条の内容	16
イ	支部の同意は「特別な事情」の重要な考慮要素である	16
ウ	本件では支部の同意はなく「特別な事情」も存在しない	17
エ	被告の「特別な事情」に係る主張には理由がない	17
オ	適正手続を没却する重大な手続違法があり、公序良俗違反がある	18
(2)	意見表明手続(規約55条前段、5条10項)に係る違法	19
ア	規約5条10項、55条前段等の内容	19
イ	除名処分を決する会議で意見を述べる権利は現実に行使可能な程度に告知されるべきである	19
ウ	原告が除名処分を決する会議で意見を述べる権利についての告知はなかった	20
エ	本件除名処分それ自体には、適正手続を没却する重大な手続違法があり、公序良俗違反がある	21
(3)	再審査手続(規約55条後段)に係る違法	21

ア	規約 55 条後段の内容	21
イ	再審査では、党大会で再審査請求を求める者の意見表明の機会が付与されるべきであり、民主的な議論がつくされたうえで最終的に多数決で決するという手続がとられるべきである	22
ウ	再審査を一部の党幹部が行い、党大会で「報告」し承認を得るという手続は違法である	23
エ	本件の再審査では、原告の意見表明の機会はなく、民主的議論が尽くされることもなく多数決手続もとられなかった	23
オ	本件の再審査は、適正手続を没却する重大な手続違法があり、公序良俗に違反する	24
(4)	小括：本件除名処分の手続は違法無効である	24
4	本件懲戒処分は処分要件を満たさない	24
(1)	被告の主張する処分根拠	24
ア	本件通知書における処分根拠	24
イ	求釈明：各行為と処分要件の適用関係を明確にされたい	25
(2)	本件除名処分それ自体が公序良俗に反する	26
ア	本件除名処分は原告の党首選立候補を阻止するためのものである	26
イ	三井美唄炭鉱最大判によれば立候補の阻止は統制権の限界を超える ..	26
ウ	党首への立候補の阻止も公職への立候補と同視できる	27
エ	本件除名処分は公序良俗に反し違法である	28

(3) 規約 5 条 5 項第 4 文は無効である	28
ア 規約 5 条 5 項第 4 文.....	28
イ 憲法条項に抵触する行為は、不法行為が成立し、公序良俗に反する ..	29
ウ 規約 5 条 5 項第 4 文は憲法が保障する「出版」の自由等への侵害である	30
(4) 規約 3 条 4 項は党員の義務を定めるものではないから党員には適用されない	31
(5) 本件各規約の処分要件を満たさない	32
ア 3 条 4 項に該当しない	33
イ 5 条 2 項に該当しない	33
ウ 5 条 5 項に該当しない	34
エ 「党と国民の利益をいちじるしくそこなうとき」にも該当しない.....	37
(6) 規約 4 9 条、5 4 条違反.....	38
5 小括	38
第 4 本件損害賠償請求が認められるべきこと	38
1 緒論	38
2 本件除名処分等は政党の内部規律の問題にとどまらず、政党の自律的な判断に委ねるべき事項ではないこと	39
3 本件除名処分による原告の手続的利益等の侵害	40

(1)	被告による原告の権利利益の侵害	40
(2)	損害の発生及び額：110万円	40
ア	慰謝料：100万円	40
イ	弁護士費用：10万円	40
4	党機関紙の記事公表による名誉・信用の毀損、人格権侵害	41
(1)	原告の社会的評価を低下させる事実又は意見ないし論評の流布	41
(2)	本件名誉毀損行為による原告の社会的評価の低下	41
ア	本件記事①	41
イ	本件記事②	42
ウ	本件記事③	43
エ	本件記事④	44
オ	本件記事⑤	45
(3)	損害の発生及び額：440万円	46
ア	慰謝料：400万円	46
イ	弁護士費用：40万円	48
5	被告は原告に550万円を支払うべきである	48
第5	結語	48

請求の趣旨

- 1 原告が、被告の黨員たる地位にあることを確認する
 - 2 被告は、原告に対し、550万円及びこれに対する令和5年2月5日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 事案の概要

本件は、被告の黨員であった原告が、被告党首に立候補するに先立ち、2023（令和5）年1月に『シン・日本共産党宣言 ヒラ黨員が党首公選を求め立候補する理由』（文藝春秋、2023年。以下「**本件書籍**」という。甲1）を出版したところ、被告京都南地区委員会（以下「**本件地区委員会**」という。）から日本共産党規約に定める分派活動等に当たり同規約に違反するという理由で除名処分（以下「**本件除名処分**」という。）を受け（甲2）、被告党首に立候補することができなくなったことから、被告に対して本件除名処分の違法・無効を前提とする被告の黨員たる地位の確認を求める（以下「**本件確認請求**」という。）とともに、本件除名処分が手続的及び実体的に違法であり、加えて被告が本件除名処分や本件除名処分を前提とする被告発行の新聞記事を公表したことにより、原告の名誉・信用・人格権等が毀損・侵害されたとして、民法709条に

基づき、慰謝料等の支払を求める（以下「**本件損害賠償請求**」という。）
事案である。

第 2 当事者

- 1 被告は、「民主主義」（日本共産党規約 2 条・甲 3）を組織原則として規定する日本の政党である。
- 2 原告は、被告の元党员である。

第 3 本件確認請求に関する主張

1 本件確認請求における主な争点

本件除名処分は、政党という政治団体が所属党员である原告に対して行ったものであるから、本件除名処分に司法審査が及ぶか、すなわち本件確認請求は裁判所法 3 条 1 項が定める法律上の争訟性を有するか、法律上の争訟性を有するにもかかわらず司法審査の対象外とする憲法上の根拠があるかが争点となる。

そこで、まず、本件確認請求が「法律上の争訟」（裁判所法 3 条 1 項）に該当し、司法審査の対象外とする憲法上の根拠も存在しないことを明らかにした上で（後述 2）、本件除名処分には再審査手続きを含めて、手続き上に重大な違法があること（後述 3）、実体上も規約の定める処分要件を満たさないことから重大な違法があり（後述 4）、本件除名処分が無効であることを論じる。

2 本件除名処分は司法審査の対象となる

(1) 共産党袴田事件最判は判例変更すべきである

共産党袴田最判（最3小判昭和63年12月20日集民155号405頁）は、「政党の結社としての自主性」のみを根拠に、政党の処分の当否に対しては、説示①「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審査権は及ばない」と判断した。また、説示②「一般市民としての権利利益を侵害する場合」であっても、自律的に定めて法規範があるときは、これが公序良俗に反するか否かを審査したうえで当該法規範に基づき、こうした法規範がないときは条理に基づき、適正な手続に則ってなされたか否かにより決すべきであると判断している。具体的な判決文の説示は次のとおりである（下線及び太字、①②は、原告訴訟代理人による。）。

政党の結社としての自主性にかんがみると、政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべきであるから、政党が組織内の自律的運営として党員に対してした除名その他の処分の当否については、原則として自律的な解決に委ねるのを相当とし、したがって、①政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審査権は及ばないというべきであり、他方、②右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないと

きは条理に基づき、適正な手続に則ってされたか否かによって決すべきであり、その審理も右の点に限られるものといわなければならない。

しかしながら、共産党袴田最判は、小法廷限りの判断であることに加え、民集登載判例でないことから、その先例的価値はない。仮に、先例としての通用力があるとしても、上記説示は判例変更されるべきである。

(2) **令和2年最大判は地方議会に部分社会の法理を認めた昭和35年最大判を判例変更した**

その理由の1つは、**令和2年最大判**（最大判令和2年11月25日民集74巻8号2229頁）が、地方議会における出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象にならないと判断していた**昭和35年最大判**（最大判昭和35年10月19日民集14巻12号2633頁）を判例変更したことにある。

まず、令和2年最大判は、昭和35年最大判を判例変更するにあたり、「自律的な法規範をもつ社会ないしは団体に在つては、当該規範の実現を内部規律の問題として自治的判断に任せ、必ずしも、裁判をまつを適當とししないものがある」との説示を**完全に削除**した。

また、令和2年最大判は、司法審査において認められる議会の裁量についても、「議会に一定の裁量が認められる」として「一定の」という限定をしている。

(3) **「憲法上の根拠」なく「法律上の争訟」の要件に該当する場合に**

司法審査を拒絶すれば憲法 32 条・憲法 76 条 1 項に違反する

ア 司法審査の対象外とするためには「憲法上の根拠がある場合」
に厳格に限定される

行政法学者でもある宇賀克也裁判官は、令和 2 年最大判における補足意見として、以下のように述べている。

法律上の争訟は、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、②それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られるとする当審の判例（最高裁昭和 51 年（オ）第 749 号同昭和 56 年 4 月 7 日第三小法廷判決・民集 35 卷 3 号 443 頁）に照らし、地方議会議員に対する出席停止の懲罰の取消しを求める訴えが、①②の要件を満たす以上、法律上の争訟に当たることは明らかであると思われる。

法律上の争訟については、憲法 32 条により国民に裁判を受ける権利が保障されており、また、法律上の争訟について裁判を行うことは、憲法 76 条 1 項により司法権に課せられた義務であるから、本来、司法権を行使しないことは許されないはずであり、司法権に対する外在的制約があるとして司法審査の対象外とするのは、かかる例外を正当化する憲法上の根拠がある場合に厳格に限定される必要がある。

このような令和 2 年最大判の説示を前提とすれば、法律上の争訟の①②の要件を満たす以上、司法審査をしなければ、憲法 32 条

を侵害するとともに、憲法76条1項にも違反するものことになる。
また、その例外が許容されるのは、あくまでも「**憲法上の根拠がある場合**」に厳格に限定される。

イ **八幡製鉄最大判によれば「憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいない」**

ところが、共産党袴田最判が司法審査を限定した根拠は、「政党の結社としての自主性」のみである。周知のとおり、**八幡製鉄最大判**（最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁）は、政党について次のように判断している。

憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいないのであるが、憲法の定める議会制民主主義は政党を無視しては到底その円滑な運用を期待することはできないのであるから、憲法は、政党の存在を当然に予定しているものというべきであり、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素なのである。そして同時に、政党は国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であるから、政党のあり方いかんは、国民としての重大な関心事でなければならない。

この説示からも明らかなおおり、「**憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいない**」ため、「政党の結社としての自主性」なるものは、例外を正当化する憲法上の根拠とは到底いえない。

また、同判決のいうとおり「**政党のあり方いかんは、国民として**

の**重大な関心事**」であることから、政党による処分全般についても、ブラックボックスにするべきではなく、全面的な司法審査に服すべきである。さらに、「**政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素**」であると同時に「**政党は国民の政治意思を形成する最も有力な媒体**」であることから、政党の規約についても、それが「議会制民主主義を支える不可欠の要素」たる政党にふさわしい「国民の政治意思を形成する」ためのものでなければならない。

ウ 憲法 21 条 1 項の保障する「結社の自由」は「憲法上の根拠がある場合」に該当しない

なお、被告にも、公権力との関係で、憲法 21 条 1 項が保障する「結社の自由」の保障が及ぶとしても、憲法 32 条及び憲法 76 条 1 項に違反する例外を許容する「憲法上の根拠」たり得ないことはいうまでもない。

たとえば、国労広島地本最判（最 3 小判昭和 50 年 11 月 28 日民集 29 卷 10 号 1698 頁）は、労働組合が徴収する臨時組合費に納入義務があるか否かという団体内部の紛争であっても、その義務の有無について、「問題とされている具体的な組合活動の内容・性質、これについて組合員に求められる協力の内容・程度・態様等を比較考量し、多数決原理に基づく組合活動の実効性と組合員個人の基本的利益の調和という観点から、組合の統制力とその反面としての組合員の協力義務の範囲に合理的な限定を加えることが必要である」として、**労働組合に裁量を認めることは、裁判所が自ら比較考量をしている**。労働組合にも憲法 21 条 1 項の保障

する「結社の自由」が保障されることは言うまでもないところ、労働組合が徴収する臨時組合費という団体の純然たる内部事項であるにもかかわらず、最高裁はその当否を審査したのである。

本件で問題となるのは、こうした純然たる内部事項の問題ではなく、除名処分という党员に対して下される最も重い処分である。上記のとおり、政党が「特別の地位」を有しない以上、労働組合と同様に、全面的な司法審査が及ぶべきである。

(4) 本件除名処分に関する司法審査のあり方

ア 本件除名処分は当然に司法審査の対象となる

当然のことながら、本件除名処分は、原告の共産党员としての権利及び義務（日本共産党規約（甲3）5条等）を失わせしめるにとどまらず、後述（4(2)）のとおり、比例代表選出議員として立候補する自由を剥奪し、原告の名誉権、信用を含む人格権をも侵害するものであるから、共産党袴田最判の判例変更をせずとも、「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題」とは到底いえず、司法審査の対象になることはいうまでもない。

しかしながら、政党の自主性なるものが「憲法上の根拠」でないことは明らかであるから、法律上の争訟の要件①②を満たす以上、全面的な司法審査の対象になり、「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題」を司法審査の対象から排除する理由は一切ない。

イ 本件除名処分につき被告の裁量は認められない

共産党袴田最判は、「当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則ってされたか否かによって決すべきであり、その審理も右の点に限られるものといわなければならない」と判断している。当該説示を前提としても、「適正な手続に則ってなされたか否か」（**手続的違法事由**）のみならず、政党による処分が「政党が自律的に定めた規範」ないし「条理」に適合するか否かや「政党の自律的に定めた規範」が「公序良俗に反する」か否か（**実体的違法事由**）についても、裁判所が審査できることはいうまでもない。

また、令和2年最大判は地方議会に「一定の裁量」を認めているものの、共産党袴田最判は、政党に「一定の裁量」すら認めていない。このことは、地方議会については、令和2年最大判の宇賀裁判官補足意見が指摘するとおり、「地方議会の自律性」が憲法上認められるのに対し、政党については、八幡製鉄最大判が「憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいない」ことから明らかである。

したがって、裁判所は、本件除名処分につき、上記の手続的違法事由だけでなく、実体的違法事由についても、全面的に司法審査をしなければ憲法32条及び憲法76条1項に違反する。

3 本件懲戒処分の手続は違法である

- (1) 支部が行うべき除名処分を特別な事情もないのに地区委員会が行ったこと（規約50条）に係る違法

ア 規約50条の内容

規約50条は、除名処分を含む党员に対する処分につき、次のとおり規定する（下線は原告代理人による。）。

党员にたいする処分は、その党员の所属する支部の党会議、総会の決定によるとともに、一級上の指導機関の承認をえて確定される。特別な事情のもとでは、中央委員会、都道府県委員会、地区委員会は、党员を処分することができる。この場合、地区委員会のおこなった処分は都道府県委員会の承認をえて確定され、都道府県委員会がおこなった処分は中央委員会の承認をえて確定される。

このように、除名処分を含む党员に対する処分は、原則として、その党员の所属する支部の党会議、総会の決定によると定められている（第1文）。例外的に地区委員会等が行うことができるのは、あくまでも「特別な事情」という例外的な場合に限られる（第2文）。

イ 支部の同意は「特別な事情」の重要な考慮要素である

このように、規約50条第2文は、党员に対する処分権限は、原則として、当該党员が所属する党の基本的組織（規約38条）たる支部の権限であるにもかかわらず、これを強制的に地区委員会等に移譲させるものである。こうした例外的な位置づけを踏まえれ

ば、「特別な事情」（規約50条）という要件は、限定的・制限的に解釈適用されるべき手続規定である。しかも、規約54条が「除名は、党の最高の処分であり、もっとも慎重におこなわなくてはならない。」と定めていることからすれば、「特別な事情」の有無の判断において、除名処分等を行うことについての被処分者の属する支部あるいは支部委員会の同意の有無が重要な考慮要素となる。

ウ 本件では支部の同意はなく「特別な事情」も存在しない

ところが、本件では、本件除名処分時において原告が属していた支部である日本共産党京都南地区委員会・新日プロセス支部（以下「本件支部」という。）の会議及び支部の指導部である支部委員会の会議は開催されておらず、本件除名処分を行うことについて本件支部及び本件支部委員会の同意はなかった。なお、地区委員会から電話を受けたとされる支部委員も、本件除名処分を行うことについて同意していない。

本件支部が事実上崩壊状態にあるなど機能していないという事実もなかったのであるから、「特別な事情」が存在するとは到底いえない。このように、本件地区委員会には、原告の除名処分を行う権限はなかったのであるから、本来除名処分をする権限のない機関（地区委員会）が本件除名処分を行うという手続上の瑕疵がある。

エ 被告の「特別な事情」に係る主張には理由がない

これに対し、被告の京都地区委員会常任委員会が原告に対して交付した2023（令和5）年2月6日付けの除名処分通知書（甲

2。以下「**本件除名通知書**」という。)においては、「あなたの所属する党組織は南地区委員会・新日プロセス支部ですが、あなたがすでに全国メディアや記者会見などで公然と党攻撃を行っているという『特別な事情』にかんがみ、同支部委員会の同意のもと、党規約第50条にもとづき、南地区委員会常任委員会として決定したものです。」と記載されている。

しかしながら、全国メディアや記者会見等を行うことは党員の表現の自由（憲法21条1項）であり、被告は「意見がちがうことによって、組織的な排除をおこなってはならない」（規約3条5号）ことにも照らすと、上記例外的な手続規範である「特別な事情」を抽象的で漠然とした「党攻撃」という過度に広汎な意味合いで捉える解釈・適用は許されるものではない。

また、前記ウのとおり本件支部委員会の同意があったという事実はなく、上記のとおり、これは「特別な事情」の有無を判断するための重要な考慮要素となるべきであることから、やはり「特別な事情」は認められないものというべきである。

オ 適正手続を没却する重大な手続違法があり、公序良俗違反がある

したがって、本件では、本件支部が行うべき除名処分を「特別な事情」もないのに本件地区委員会が行ったこと（規約50条）に係る手続上の違法がある。そして、その違法性の程度は適正手続を没却するような重大なものであるから、本件除名処分は公序良俗（民法90条）に反する違法かつ無効なものである。

(2) 意見表明手続（規約 55 条前段、5 条 10 項）に係る違法

ア 規約 5 条 10 項、55 条前段等の内容

規約は除名処分に関して以下のとおりの規定を置いている。

第 54 条 除名は、党の最高の処分であり、もっとも慎重におこなわなくてはならない。党員の除名を決定し、または承認する場合には、関係資料を公平に調査し、本人の訴えをききとらなくてはならない。

第 5 条 10 項 自分にたいして処分の決定がなされる場合には、その会議に出席し、意見をのべることができる。

第 55 条前段 党員にたいする処分を審査し、決定するときは、特別の場合をのぞいて、所属組織は処分をうける党員に十分意見表明の機会をあたえる。

イ 除名処分を決する会議で意見を述べる権利は現実に行使可能な程度に告知されるべきである

このように、党員の除名処分決定がなされる場合には、党員には除名処分を決定する会議に出席して十分に意見を表明する権利が付与されなければならない旨規定されており（規約 5 条 10 項、55 条前段）、除名処分が党員の資格をはく奪する最も重大な処分であって、除名手続は最も慎重に行われる必要があること（規約 54 条）にも照らすと、除名処分を決定する会議に出席して意見を述べる権利については、現実にもその権利が行使可能な程度に、除名の対象となった党員に対しその権利が告知・通知される必要があるも

のと解すべきである。

なお、共産党袴田最判の事案では、日本共産党側は、除名処分を行った者（元党員の袴田氏）に対して、除名処分を決定する会議の場への「出頭要請」を行っている。すなわち、同事件の控訴審判決（東京高判昭和59年9月25日判時1134号87頁）で確定した事実関係では、「党员に対する除名処分は党としての最も重い制裁であるところから、党統制委員会としては控訴人から十分な弁明を聴いたうえで処分を決めようとしたが（党規約第69条第1項にも、本人に十分な弁明の機会を与えなければならないと規定されている。）、前述のとおり控訴人が出頭を拒否した」と判示されているとおり、具体的な会議の開催日時・場所を告げた上で出頭を要請したが、これを袴田氏が拒否したという事案であった。このような被告の従前の運用に照らしてもみても、除名処分を決定する会議に出席して意見を述べる党员の権利が現実にその権利が行使可能な程度に告知・通知されない場合には、手続上の違法があるというべきである。

ウ 原告が除名処分を決する会議で意見を述べる権利についての告知はなかった

本件では、「関係資料」の「調査」に係る手続自体は2023（令和5）年2月2日に被告日本共産党京都南地区委員会によって実施されたものの、原告が除名処分を決定する会議に出席して意見を述べる権利を行使することに関しては、いつ、どこで、その会議が実施されるかを含めて原告に対する一切の告知がされなかった

(なお、同時期に被告である日本共産党を除名された鈴木元氏には、具体的な日時及び場所の告知や通知があったため、同氏は同様の会議に出席することができている。)

そのため、原告は、除名処分を決定する会議に出席して意見を述べる権利について、現実にもその権利が行使可能な程度に告知・通知されておらず、そのため本件除名処分を決定する2023(令和5)年2月5日の本件地区委員会常任委員会の会議への出席すら叶わなかったものであり、党员としての十分な意見表明の機会を実質的に付与されなかったのである。

エ 本件除名処分それ自体には、適正手続を没却する重大な手続違法があり、公序良俗違反がある

したがって、本件除名処分については、原告が除名処分を決定する会議に出席して意見を述べる権利について、現実にもその権利が行使可能な程度に告知されるという手続きが経られていないから、規約55条前段、5条10項に係る違法あるいはこれらの規定の趣旨に反する違法がある。そして、その違法性の程度は適正手続を没却するような重大なものであるから、本件除名処分は公序良俗(民法90条)に反する違法かつ無効なものである。

(3) 再審査手続(規約55条後段)に係る違法

ア 規約55条後段の内容

規約55条後段は、除名処分に係る再審査の手続きについて、「処分を受けた党员は、その処分に不服であるならば、処分を決定

した党組織に再審査をもとめ、また、上級の機関に訴えることができる。被除名者が処分に不服な場合は、中央委員会および党大会に再審査をもとめることができる。」と定めている。

イ 再審査では、党大会で再審査請求を求める者の意見表明の機会が付与されるべきであり、民主的な議論がつくされたうえで最終的に多数決で決するという手続がとられるべきである

除名処分は「もっとも慎重におこなわなくてはならない」ことから、その再審査の手続についても慎重な手続で行われる必要がある。また、規約の付則は、「中央委員会は、この規約に決められていない問題については、規約の精神にもとづいて、処理することができる。」（規約56条）としていることや、「民主集中制」の原則に関する規約3条柱書が「党は、党員の自発的な意思によって結ばれた自由な結社であり、民主集中制を組織の原則とする。その基本は、つぎのとおりである。」とし、同条1号が「党の意思決定は、民主的な議論をつくし、最終的には多数決で決める。」と規定していることにも照らすと、「党大会」における「再審査」（規約55条後段）の手続は、党大会において民主的な議論が尽くされたうえで、最終的に多数決で決するという手続によるべきである。

加えて、再審査自体も「処分の決定」（5条10項）に含まれるものであり、あるいは、前述した規約54条や55条前段の内容ないしこれらの趣旨を考慮すると、党大会において少なくとも除名処分の再審査請求を求める者の意見表明の機会が付与されるべきである。

**ウ 再審査を一部の党幹部が行い、党大会で「報告」し承認を得ると
いう手続は違法である**

上記のことに関し、党大会の一部の者（例えば一部の党幹部で構成される組織）で事前に除名処分についての決定が行われ、その決定の結果が党大会において報告され、その報告内容に基づき除名が妥当である旨の承認がされるという再審査の手続は、「党大会」が「最高機関」（規約19条）であるにもかかわらず実質的に一部の党員のみが「最高機関」として決定をするに等しいものというべきであって、上記3条柱書・1号の民主集中制や多数決原則に反するほか、除名処分は「もっとも慎重におこなわなくてはならない」とする規約54条前段の趣旨にも反するものである。

このように、「再審査」（規約55条後段）は、党大会において除名処分の再審査請求を求める者の意見表明の機会が付与され、民主的な議論がつくされたうえで、最終的に多数決で決するという手続によるべきであり、このような手続によることなく、例えば、党大会の幹部らによる報告が行われ、これに対して拍手による承認がなされるといった手続がとられた場合には、同条後段に係る違法があるものというべきである。

**エ 本件の再審査では、原告の意見表明の機会はなく、民主的議論
が尽くされることもなく多数決手続もとられなかった**

本件では、2024（令和6）年1月16日、日本共産党第29回党大会において、「大会幹部団」が再審査を行った上で再審査「請求を却下」するとの決定を行い、これを同党大会において「報告」

し、代議員の拍手による「承認」がされたとの手続がとられたのであり、原告が同党大会において意見表明の機会を付与されず、民主的な議論がつくされることもなく、その上で、最終的に多数決で決するという手続がとられることは全くなかった。

オ 本件の再審査は、適正手続を没却する重大な手続違法があり、公序良俗に違反する

したがって、本件除名処分の再審査についても、規約55条後段に係る違法があり、その違法性の程度は適正手続を没却するような重大なものであるから、本件除名処分は公序良俗（民法90条）に反する違法かつ無効なものである。

(4) 小括：本件除名処分の手続は違法無効である

以上のとおり、本件除名処分は原告に本件除名処分前に意見を述べる機会を十分に与えられず、本件支部委員会の同意も無いまま、処分権限無き本件地区委員会が行った上に、再審査手続においても意見表明の機会は無いまま「大会幹部団」が決定したのであるから、本件除名処分は手続上重大な違法があり、無効である。

4 本件懲戒処分は処分要件を満たさない

(1) 被告の主張する処分根拠

ア 本件通知書における処分根拠

本件除名通知書（甲2）によれば、本件除名処分は、原告による

以下の行為①ないし③が、党規約（甲3）の「党内に派閥・分派はつukらない」（3条4項）、「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為は行わない」（5条2項）、「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」（5条5項）に該当することを前提としてなされている（以下、処分根拠とされている党規約を「**本件各規約**」という。）。

行為①：原告が、2023（令和5）年1月に出版した**本件書籍**（甲1）において、「党首公選制」を実施すべきと主張するとともに、党規約にもとづく党首選出方法や党運営について、「党内に存在する異論を可視化するようになっていない」、「国民の目から見ると、共産党は異論のない（あるいはそれを許さない）政党だとみなされる」と記載したこと

行為②：原告が、本件書籍（甲1）において、「核抑止抜き専守防衛」として、「安保条約堅持」と自衛隊合憲を党の「基本政策」にすべきと主張したこと、日米安保条約の廃棄、自衛隊の段階的解消の方針につき「野党共闘の障害になっている」、「あまりにご都合主義」と記載したこと

行為③：原告が、『志位和夫委員長への手紙 日本共産党の新生を願って』（かもがわ出版）を執筆している鈴木元氏に対して、本件書籍と「同じ時期に出た方が話題になりますよ」と述べたこと

イ 求釈明：各行為と処分要件の適用関係を明確にされたい

このように、本件通知書に記載されている処分根拠となる事実

は、行為①ないし③のみであるが、本件通知書においては、本件各規約のどの要件にどの事実が該当するのかの適用関係が一切明らかにされていない。被告においては、本件除名処分の根拠となる各事実につき、それぞれ本件各規約のどの要件に該当をするのかを明らかにされたい。その際、本件書籍における記載の具体的内容及び該当頁の特定、各党規約の要件の定義の提示及び当てはめ、規約5条5項の該当性については対象となる「党の決定」についても、それぞれ明確に主張されたい。

(2) 本件除名処分それ自体が公序良俗に反する

ア 本件除名処分は原告の党首選立候補を阻止するためのものである

原告が被告の党首に立候補しようとしていたことは、本件書籍（甲1）のサブタイトルが『ヒラ党員が党首公選を求め立候補する理由』であることから明らかであるが、本件除名処分は、これを阻止するべく行われたものである。

イ 三井美唄炭鉱最大判によれば立候補の阻止は統制権の限界を超える

三井美唄炭鉱最大判（最大判昭和43年12月4日刑集22巻13号1425頁）は、労働組合と組合員という私人間における紛争でありながら、次のとおり、立候補の自由に対する制約につき、比較衡量をしたうえで、「立候補を取りやめることを要求し、これに従わないことを理由に当該組合員を統制違反者として処分する」

ことは違法であると判断した（下線は原告訴訟代理人による。）。

公職選挙における立候補の自由は、憲法15条1項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利であるから、これに対する制約は、特に慎重でなければならず、組合の団結を維持するための統制権の行使に基づく制約であつても、その必要性と立候補の自由の重要性とを比較衡量して、その許否を決すべきであり、その際、政治活動に対する組合の統制権のもつ前叙のごとき性格と立候補の自由の重要性とを十分考慮する必要がある。

（中略）統一候補以外の組合員で立候補しようとする者に対し、組合が所期の目的を達成するために、立候補を思いとどまるよう、勧告または説得をすることは、組合としても、当然なし得るところである。しかし、当該組合員に対し、勧告または、説得の域を超え、立候補を取りやめることを要求し、これに従わないことを理由に当該組合員を統制違反者として処分するがごときは、組合の統制権の限界を超えるものとして、違法といわなければならない。

ウ 党首への立候補の阻止も公職への立候補と同視できる

本件で問題となるのは、党首への立候補であるが、公職への立候補と同視できる。なぜなら、現在の選挙制度においては、衆議院（比例代表選出）議員及び参議院（比例代表選出）議員の選挙に立候補できるのは、政党に所属する者に限られている（公職選挙法86条の2第1項、同法86条の3第1項）。そのため、本件除名処分に

より、原告は、党首に立候補する自由を奪われたばかりでなく、比例代表選出議員として立候補する自由をも奪われたのである。

しかも、被告においては、前党首である志位和夫氏は、2021年衆議院議員選挙において、名簿登載順位は1位であるとおり（甲4）、党首になることができれば、その分だけ公職に就任できる機会が保障される。そうすると、党首に立候補する自由を剥奪することは、その意味からも、公職の候補者として立候補する自由を剥奪するものといえる。

このように本件除名処分により、立候補の自由を侵害するものであるのは明らかであるから、三井美唄炭鉱最判の説示が本件に適用されなければならない。

エ 本件除名処分は公序良俗に反し違法である

本件除名処分は、「勧告」または「説得」にとどまらないことはいうまでもない。それどころか、被告は、原告が書籍を出版するや否や、拙速に本件除名処分をしているが、本件除名処分に先立ち「立候補を取りやめることを要求」することすらしていないのである。こうした本件除名処分は、三井美唄炭鉱最判の事案と比較しても、立候補する自由を強く制限するものであるから、公序良俗（民法90条）に反し、違法であるといわなければならない。

(3) 規約5条5項第4文は無効である

ア 規約5条5項第4文

本件除名処分の根拠の一つである規約5条5項は、次のように

定めている（下線は原告訴訟代理人による。）。

党の諸決定を自覚的に実行する。決定に同意できない場合は、自分の意見を保留することができる。その場合も、その決定を実行する。党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない。

このうち、本件除名処分は、第4文である「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」との処分要件に該当するとしてなされたものと推測されるが、当該条文は、公序良俗に反し無効である。

イ 憲法条項に抵触する行為は、不法行為が成立し、公序良俗に反する

三菱樹脂最大判（最大判昭和48年12月12日民集27巻11号1536頁）によれば、憲法条項は「もっぱら国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない」。

しかし、同判決が指摘するとおり、「私的支配関係においては、個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害またはそのおそれがあり、その態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えるとき」には、立法措置による是正のほか「私的自治に対する一般的制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によつて、一面で私的自治の原則を尊重しながら、他面で社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護し、その間の適切な調整を図る方途も存する」のである。そし

て、この「個人の基本的な自由や平等」については、絶対視はできないとしながらも、「極めて重要な法益として尊重すべきことは当然である」と説示しているのである。

このように、最高裁は、憲法条項に抵触する行為については、たとえ私人間であるとしても「極めて重要な法益として尊重」している。このことは、立候補する自由に対する制限を違法とした前掲・三井美唄炭鉱最判からも明らかである。

また、東京電力が従業員に対して「共産党員ではない」旨の書面を求めたことにつき不法行為が成立するかが問題となった東電塩山営業所最判（最2小判昭和63年2月5日労判512号12頁）も、「企業内においても労働者の思想、信条等の精神的自由は十分尊重されるべきである」と判示している。同判決は、結論としては不法行為の成立こそ認めなかったが、その理由は、共産党との係わりの有無を尋ねることに必要性・合理性があること、当該書面交付の要求は強要にわたるものではないこと、これを拒否することによって不利益な取扱いを受ける虞のあることを示唆したり、これに応じることによって有利な取扱いを受け得る旨の発言をしたりした事実はないという違法性を阻却する特段の事情があったからである。

このように、たとえ私人間における法律関係であっても、憲法上の権利を制約する場合、違法性を阻却する特段の事情がない限り、不法行為が成立し、公序良俗に反するのである。

ウ 規約5条5項第4文は憲法が保障する「出版」の自由等への侵

害である

規約 5 条 5 項第 4 文は、「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない。」というものであり、憲法 21 条 1 項の保障する「言論」ないし「出版」といった「表現の自由」を制約するものであることはいうまでもない。しかも、禁止される表現が「党の決定に反する意見」であるから、いわゆる表現内容規制に該当する。仮に、国家権力がこうした表現内容規制を行う場合には、一般的には厳格審査基準が適用されるべきものである。

また、「党の決定に反する」か否かを判断することは容易ではないことから、党員に対して著しい萎縮効果を生じせしめるものである。しかも、「勝手に発表することはしない」と定められていることからすれば、結局のところ、発表する表現について、事実上、事前に党のチェックを得る必要があることとなり、これでは憲法 21 条 2 項が絶対的に禁止している「検閲」と何ら変わらない。このように、党員が一般市民として有している表現の自由を著しく制約するものであるにもかかわらず、これに変わる代替的な伝達経路が十分に確保されているともいえない。

こうした制約は、憲法が保障する表現の自由を著しく制約するものであるから、規約 5 条 5 項第 4 文は、公序良俗に反し、無効である。

- (4) 規約 3 条 4 項は党員の義務を定めるものではないから党員には適

用されない

また、被告は、本件除名処分の根拠の一つとして、規約3条4項の「党内に派閥・分派はつくりたくない」に該当することを挙げるが、そもそも規約3条は、党の原則を定めるものであり、党員の権利義務を定めるものではないから、処分根拠足り得ない。

すなわち、現行規約は、2000年の第22回大会において、それ以前の規約（以下「旧規約」という。）を廃止して制定されたものである。旧規約では、2条の「党員の義務」ひとつとして「全力をあげて党の統一をまもり、党の団結をかためる。党に敵対する行為や、派閥をつくり、分派活動をおこなうなどの党を破壊する行為はしてはならない。」（同1項）と定められていた。

これに対し、現行規約3条柱書は、「党は、党員の自発的な意思によって結ばれた自由な結社であり、民主集中制を組織の原則とする。その基本は、つぎのとおりである。」と定めているとおり、その主語は「党は」である。旧規約の規定ぶりと、現行の規約5条柱書が「党員の権利と義務は、つぎのとおりである。」と定めていることと比較すれば、規約3条4項があくまでも「党」を拘束する「基本」を定めたものであり、党員に適用される余地がないことは文言上明らかである。

(5) 本件各規約の処分要件を満たさない

規約によれば、党員に対する「規律違反」の処分は、「党員が規約とその精神に反し、党と国民の利益をいちじるしくそこなうとき」

でなければならない(48条。下線は原告訴訟代理人による。)。しかしながら、本件除名処分は、原告が「規約」に反するとはいえず、「党と国民の利益をいちじるしくそこなうとき」にも該当しない。

ア 3条4項に該当しない

そもそも、規約3条4項は、党に適用される基本であり、黨員に対して適用されるものでないことは、前述のとおりである。

そればかりでなく、同項は、「党内に派閥・分派はつぐらなない」と定めているところ、これに該当するというためには、原告が具体的な「派閥」や「分派」を作ったという事実がなければならない。同項にいう「分派」とは、被告の第2代日本共産党議長であった宮本顕治の『日本共産党50年問題資料2』(新日本出版社、1994年)の定義によれば、「特定の政綱をもち、またある程度閉鎖的となり、それ自身の党派的規律をつくろうと努力するグループ」をいう。ところが、被告が主張する原告の行為①ないし③は、いずれも単なる言論活動にすぎず、具体的な「派閥」や「分派」を作る行為ではない。仮に、被告が原告の行為①ないし③が「派閥」や「分派」をつくったとすれば、その定義を明確に示すとともに、本件具体的事実を適示のうえ、当てはめを行わなければならない。

イ 5条2項に該当しない

また、規約5条2項は、「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為は行わない」と定めているところ、「党に敵対する行為」とは、「敵として、党と対立すること」を意味する。具体的には、日

本共産党それ自体を否定し、その解体を目指す行為に限定されるべきである。

しかし、被告が主張する原告の行為①ないし③は、いずれも原告が党首に立候補するにあたって政策を主張したものにすぎず、「党に敵対する行為」ではない。仮に、原告が「敵対」していたとすれば、党内の他の党首候補者にとどまり、「党」それ自体ではありえない。

それにもかかわらず、被告が、原告の行為①ないし③や原告が党首に立候補しようとする事自体を「党に敵対する行為」と理解しているのは、被告において、既に次の党首候補が内定しており、そこには何らの民主的な討論もなされていないことを裏付けていると言わざるを得ない。

ウ 5条5項に該当しない

上記のとおり、規約5条5項第4文は、公序良俗に違反し、無効であるが、仮に有効であるとしても、憲法が保障する権利を制約するものである以上、その適用範囲は限定されなければならない。

たとえば、アイドルグループに所属していた者に対して「ファンと性的な関係をもった場合」を禁止事項として定めた契約について、「異性との合意に基づく交際（性的な関係を持つことを含む。）を妨げられることのない自由は、幸福を追求する自由の一内容をなす」として、対国家との関係であれば憲法13条の幸福追求権として保障されることを理由に、損害賠償請求ができる場合を「積極

的に損害を生じさせようとして意図的に損害を生じさせようとの意図を持って殊更にこれを公にした」などの「害意」がある場合に限定をしている（東京地判平成28年1月18日労判1139号82頁・甲5）。

また、規約5条8項は、「党の内部問題は、党内で解決する。」とのみ定めており、「党の内部問題は、党内で解決し、党外にもちだしてはならない」と定めていた旧規約の「党外にもちだしてはならない」との文言を削除している。このことから、規約5条5項第4文が、出版を禁止する趣旨を含むものではないことは明らかである。

そもそも、原告の主張は、何ら「党の決定」に反するものではない。行為①については、「党首公選制をしない」という「党の決定」なるものは一切存在しない。党綱領や党規約のどこを読んでも書かれていないのである。被告は、本件除名通知書において「『党内に派閥・分派はつぐらない』という民主集中制の組織原則と相いれない」と主張するが、そのような解釈が自明のものでないことは明確である。こうしたことを理由に処罰をすることは、表現活動に対する萎縮効果を生じさせるものである。

また、行為②についても、1961年に定められた旧要綱は、日米安保条約の即時廃棄を定めていたのに対し、2004年に全面改訂された新要綱においては、次のとおり全面改訂されている。

3 自衛隊については、海外派兵立法をやめ、軍縮の措置をとる。

安保条約廃棄後のアジア情勢の新しい展開を踏まえつつ、国民の合意での憲法第九条の完全実施（自衛隊の解消）に向かっての前進をはかる。

この記述からも明らかなように、被告は、2004年時点で、「安保条約廃棄」前の段階を観念するとともに、この段階においては自衛隊の存在を前提とした「自衛隊活用論」が打ち出されている。換言すれば、2004年の新綱領では、次の三段階が想定されているのである。

第1段階（安保条約廃棄前）＝自衛隊活用論

第2段階（安保条約廃棄後）＝自衛隊の解消に向けた取り組み

第3段階（憲法第9条の完全実施）＝自衛隊の解消の実現

実際に、2015年10月15日、当時被告の党首であった志位和夫氏も、「日本に対する急迫・不正の主権侵害など、必要にせまられた場合には、この法律にもとづいて自衛隊を活用することは当然のことです」と自衛隊の合憲性を前提とする自衛隊活用論を主張し（下線は原告訴訟代理人による。）、また、「日米安保条約にかかわる問題は『凍結』するということになります」として、第1段階においては日米安保条約を維持することを前提とする発言をしている（2015年10月17日付「しんぶん赤旗」）。

こうした志位氏の発言を前提とすれば、被告において、原告の行為②に関し、「核抑止抜き専守防衛」を認めてはならない、「安保条約堅持」を主張してはならない、自衛隊合憲を主張してはならな

いという「党の決定」は、少なくとも、2004年の新綱領以降には、何ら存在しないのである。そのため、原告の行為②が「党の決定」に反するものでないことは明らかである。

仮に、原告の行為②が「党の決定」に反するのであれば、志位氏のこれらの発言も「党の決定」に反するものとして、除名処分の対象にならなければならないが、そうした事実は存在しない。

これに加えて、原告は、行為①ないし③につき、党首として立候補するための政策の表明行為にすぎず、党に対する害意をもってなされたものではない。

したがって、本件各行為が5条5項に該当するとはいえない。

エ 「党と国民の利益をいちじるしくそこなうとき」にも該当しない

上記のとおり、黨員に対する処分をするためには、「黨員が規約とその精神に反」するだけでなく、「党と国民の利益をいちじるしくそこなうとき」でなければならない（規約48条）。

ところが、被告は、本件除名通知書において、当該要件に該当する事実を一切主張していない。また、原告には、当該要件に該当する行為をした事実もない。このように、被告が当該要件の該当性すら検討をした記録がない以上、本件除名処分が処分要件を欠くことは明らかである。

(6) 規約49条、54条違反

規約は、「規律違反の処分は、事実にもとづいて慎重におこなわなくてはならない。」(49条)、「除名は、党の最高の処分であり、もっとも慎重におこなわなくてはならない。」とも定めている(54条第1文)。そのため、本件除名処分をするにあたっては、単に規約違反が認められるだけでなく、除名処分をすることがやむを得ないという特段の事情が存在しなければならない。

しかしながら、被告の主張する原告の各行為は、いずれも規約における処分要件に該当しないばかりか、万が一、該当するとし得るとしても、各規約が禁止する核心的な行為ではなく、周辺部分に関する行為に留まる。

したがって、比例原則の観点から、もっとも慎重に行ったということとはできず、本件除名処分は無効であるといわなければならない。

5 小括

以上のとおり、本件除名処分は、手続上において重大な違法があるうえ、立候補妨害として公序良俗に違反するとともに、処分要件も満たさないことから、実体上も重大な違法があるものとして無効である。

第4 本件損害賠償請求が認められるべきこと

1 緒論

前記のとおり、被告が下した本件除名処分及び本件除名処分の再審

査請求には手続上及び実体法上の重大な違法があり、原告の適正な手続により審査される利益等が侵害された。加えて、被告発行の新聞記事により、原告の名誉及び信用等が低下した。そこで、原告は被告に対し、当該損害の賠償請求も併せて行う。

2 本件除名処分等は政党の内部規律の問題にとどまらず、政党の自律的な判断に委ねるべき事項ではないこと

上記（第3の2(4)イ）のとおり、裁判所は、本件除名処分につき、上記の手続的違法事由だけでなく、実体的違法事由についても、全面的に司法審査をすることができるところ、このことは、損害賠償請求においても変わることはない。

なお、地方議会における懲罰に関する国家賠償請求の当否の判断方法につき、名張市議会最判（最1小判平成31年2月14日民集73巻2号123頁）は、当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきであると判示しているが、当該判決は、令和2年最大判による判例変更よりも前である。令和2年最大判を前提とすれば、地方議会については「一定の裁量」が認められる余地はあるが、政党に裁量を認める憲法上の根拠は何ら存在しないことも、前述のとおりである。

3 本件除名処分による原告の手続的利益等の侵害

(1) 被告による原告の権利利益の侵害

上記第3で詳述のとおり本件除名処分は無効であるところ、被告は、除名という最も重い処分を回避しようとすることなく本件除名処分を行ったことは明らかである。

加えて、第3の3のとおり本件除名処分をするに至った調査が不十分であること、本件除名処分を決する会議で意見を述べる権利行使の機会を原告に付与しなかったこと、再審査請求において原告に弁明の機会を付与しなかったこと等の手続不備により、原告は本件除名処分を適正な手続により審査される利益を侵害された上、多大な精神的損害を被った。

(2) 損害の発生及び額：110万円

ア 慰謝料：100万円

被告の本件除名処分及び再審査の却下により原告に生じた手続的利益の侵害、多大な精神的苦痛ならびに再審査請求及び本訴訟提起等の対応を慰謝料として金銭に換算すれば、100万円は下らない。

イ 弁護士費用：10万円

原告は本訴訟の追行を弁護士に委任していることから、少なくとも弁護士費用として上記金額の1割の10万円が本件除名処分等と因果関係のある損害として認められる。

4 党機関紙の記事公表による名誉・信用の毀損、人格権侵害

(1) 原告の社会的評価を低下させる事実又は意見ないし論評の流布

被告の中央指導機関である日本共産党中央委員会（以下「被告中央委員会」という。）は、被告中央委員会の機関紙であるしんぶん赤旗に、別紙「本件名誉毀損行為一覧表」記載のとおり、原告の社会的評価を低下させる事実又は意見ないし論評を掲載した（甲6の1乃至6の5。以下「本件名誉毀損行為」という。）

(2) 本件名誉毀損行為による原告の社会的評価の低下

被告は、上記をいずれもしんぶん赤旗という新聞媒体に掲載しているところ、原告の社会的評価の低下については一般読者の普通の注意と読み方を基準として決する（最3小判昭和31年7月20日民集10巻8号1059頁）。

ア 本件記事①

本件記事①は原告が綱領を真剣に学んだことがないことを趣旨とするものであり、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば原告が被告の綱領を真剣に学んだことのない、不誠実な党员であるとの事実を摘示するものであり、原告の社会的評価が低下している。

この点、被告中央委員会は、被告の綱領が日米安保条約の廃棄を掲げていること、原告が書籍内で日米安保条約を堅持することを主張していることを理由に本件記事①を掲載している（甲6の1）。

しかし、原告は50年近くにわたって被告に所属していた上、党員として党本部に勤務したほか、政策委員会では安全保障及び外交を担当し、安保外交部長という要職にも就いた経験がある。かかる経験を積むためには、被告による決定が必要であることから、原告が被告の綱領を真剣に学び、十分に理解していることは被告及び被告中央委員会にとっても公知の事実である。

イ 本件記事②

まず、日本共産党に対する攻撃・かく乱者としての姿をあらわにするものという表現は、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば原告が被告を攻撃し、かく乱するといういたずらに被告を混乱させる人物であるとの事実を摘示するものであり、原告の社会的評価が低下している。

次に、善意の改革者を装っているがその正体は何であるか明らかという表現については、前述のとおり、原告が被告に対する攻撃・かく乱者としての姿をあらわにするものという表現に加えて、本件記事③で“善意”のかけらもないこと、本件記事④で悪意ある行動だと原告についてそれぞれ表現していることも併せ考えると、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告が被告に害を加える意図で行動する人物であるという事実を摘示するものであり、原告の社会的評価が低下している。

この点、被告中央委員会による上記摘示は、原告が2023（令和5）年2月6日に行った会見における次の発言に依拠している（甲6の2）。

「私がいいたいのは、(離党について) いや早まるなど、ぜひ党にとどまって来年1月の党大会に代議員として出て、そのとき除名は反対だという意思を表示してほしい。同時にそこで党首公選も一緒に議決したらいい。

私としてはこれから1年近くあるわけですから、全国の黨員に呼びかけていきたい。そのためにこの1年を全力でたたかいぬきたい」

原告の上記発言は、自らの除名処分に反対の意思表示を希望することと、党首公選制の議決についての提案である。

まず、除名処分への反対の意思表示は、再審査請求という党規約55条に基づく手続を履践することについてのものであり、当事者以外の他の代議員の意見表明は党規約において禁じられていない。

党首公選の議決についても、「議決したらいい」という発言からも明らかなおり、党の規約に基づいた、党大会での議決についての発言である。

以上より、原告の言動は被告を攻撃及びかく乱するものでもなければ、被告に害を加える意図を有するものでもない。

ウ 本件記事③

本件記事③は本件記事②と同様、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば原告が被告を攻撃し、かく乱するといういたずらに被告を混乱させる人物であるとの事実を摘示するものであり、

原告の社会的評価が低下している。

被告中央委員会は、除名処分の再審査を求めること、同調する党員に除名に反対する意思表示をする旨呼びかけたことを根拠としている。

しかし、再審査請求が党規約に基づく正当な権利であることは上記のとおりであるから、これをもって被告を攻撃及び混乱させる人物であるとは到底いえない。同調する党員への呼びかけも、他の代議員の意見表明は党規約において禁じられていないのであるから同様である。

エ 本件記事④

真面目な人のやることじゃないという表現は、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば原告が不真面目な人物であるという事実を摘示するものであり、原告の社会的評価が低下している。

被告中央委員会は、外からいきなり攻撃すると記載しており、原告が『シン・日本共産党宣言 ヒラ党員が党首公選を求め立候補する理由』（甲1）を刊行したこと等を根拠としていると思われる。

しかし、原告は外部で自身の意見を表現しただけに過ぎず、被告を攻撃していない。仮に原告の表現行為が攻撃にあたるとしても、外部から攻撃することと不真面目であることには明確な繋がりが無く、論理が飛躍している。

オ 本件記事⑤

まず、本件記事⑤のうち、党の自律的ルールである規約を破壊する行為及び卑劣なやり方という表現は、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告が被告の規約を破壊し混乱させる意図を有する危険な人物であることならびに正々堂々していない人物であるとの事実を摘示するものであり、原告の社会的評価が低下している。

被告中央委員会は、原告が他の党員に対して、原告に同調する党員には、党大会で除名に反対だという意思を表示してほしいと記者会見で表明したこと、党指導部の方針に反対していても明確に反対すると言わないやり方もあると自身のブログに記載したことを根拠としている。

しかし、原告が被告の規約を破壊し混乱させる意図を有する危険な人物ではないことは本件記事②のとおりである。そもそも原告は、自らの同調者を党内につくろうとしているのではなく、既に同調している党員に対しその旨を表明してほしいというものであるから、前提事実に誤りがある。卑劣なやり方という表現についても、原告は秘密裏に他の党員に指示したのではなく、被告を含む誰も見られる自身のブログ上で公表している上、原告の提案は、本心を隠して党大会代議員になれというのではなく、明確に意見として表明しないというものに過ぎないのであるから、卑劣であるどころかむしろ正々堂々としていることは明らかである。

次に、本件記事⑤のうち、「除名の再審査」を求める資格そのも

のを厳しく問うという表現は、あたかも原告が除名の再審査を求める資格すら有しない人物であるとの事実を摘示し、やはり原告の社会的評価が低下している。

しかし、再審査を請求する資格については党規約に制限が無い
ため、前提とする事実に誤りがある。

(3) 損害の発生及び額：440万円

ア 慰謝料：400万円

名誉毀損における損害額は「名誉毀損による損害について加害者が被害者に対して支払うべき慰謝料の額は、事実審の口頭弁論
終結時までに生じた諸般の事情を斟酌して裁判所が裁量によって
算定するもの」とされており（最3小判平成9年5月27日民集5
1巻5号2024頁）、御庁の裁量で算定される。

もっとも、名誉毀損の慰謝料額の算定式は、名誉毀損による損害
賠償請求の各判決を分析に基づき「被害者属性別中央値±伝播性・
影響力の強弱±加害行為の悪質性」とされている（甲7）。以下、
当該算定式に基づき、本件名誉毀損行為により原告に生じた慰謝
料額が最低でもいくらになるかを算出する。

(ア) 被害者属性別中央値

原告は共産党員であるほか、ジャーナリストでもあり、著名人
であるから、被害者属性別中央値は100万円である。

(イ) 伝播性・影響力の強弱

本件名誉毀損行為は、新聞という社会的信頼性が高く影響力の強い媒体に加え、世界中の人が24時間アクセス可能なインターネット上でも行われており、伝播性・影響力が極めて強いものである。すなわち、しんぶん赤旗は、前述したとおり、第三種郵便で公的な補助を受けて安価に郵送できる新聞メディアであり、全国の自治体図書館や大学図書館など党外の公の施設や文教施設等でタイムリーに閲覧可能であり(しかも1年間や数か月間はバックナンバーとして閲覧可能な状態に置かれる)、かつ、個々の除名した党员に関する事項について詳細に書いている党発行の新聞媒体は他に例がなく、さらにインターネット版もあることから、その公的・社会的な影響力は極めて大きい。原告に対する本件除名処分は、しんぶん赤旗という新聞メディアをもって党外・全国に広くタイムリーに、また何度も拡散され続けているのであって、伝播性・影響力は非常に強い。

(ウ) 加害行為の悪質性

被告中央委員会は本件名誉毀損行為を計5回も、2023(令和)5年1月21日から同年12月1日と長期間に断続的に、執拗に行っている(甲6の1乃至6の5)。

また、本件名誉毀損行為は、現在69歳の原告が、50年近くと人生の大部分を共産党员として過ごしてきた原告の本質に対し、原告が共産党を破壊等しようとする人物であると摘示し原告のアイデンティティーを全面的に否定するものであり、極めて悪質と言わざるをえない。

(エ) 損害額

以上のとおり原告が著名人であること、本件名誉・信用毀損行為の強い伝播性及び行為の悪質性等諸般の事情を斟酌すれば、原告に生じた損害はどれだけ少なく見積もっても400万円を下らない。

したがって、原告に生じた精神的苦痛は甚大なものであるが、あえて慰謝料として金銭的に換算すれば、少なくとも400万円である。

イ 弁護士費用：40万円

前記同3(2)イ同様、原告は本訴訟の追行を弁護士に委任していることから、少なくとも弁護士費用として上記金額の1割の40万円が本件名誉・信用毀損行為と因果関係のある損害として認められる。

5 被告は原告に550万円を支払うべきである

以上のとおりであるから、原告に生じた手続的利益の損害及び名誉・信用毀損により生じた精神的苦痛並びに社会的評価の低下等の損害を金銭的に換算すれば、少なくとも550万円は下らない。

第5 結語

よって、原告は、被告の黨員たる地位にあることを確認すると共に、被告に対し、550万円及びこれに対する令和5年2月5日から支払い済み

まで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

以上

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲号証写し	各2通
3	証拠説明書	2通
4	資格証明書	1通
5	訴訟委任状	1通

別紙 本件名誉毀損行為一覧表

記事	発行日	記事内容抜粋	証拠番号
本件記事①	2023（令和5） 年1月21日	「…いったい松竹氏は、長い間党に在籍しながら、綱領を真剣に学んだことがあるのでしょうか。」	甲6の1
本件記事②	2023（令和5） 年2月8日	<p>表題：党攻撃とかく乱の宣言—松竹伸幸氏の言動について</p> <p>「…松竹伸幸氏が6日、日本記者クラブで「会見」しました。その内容は、日本共産党に対する攻撃・かく乱者としての姿をあらわにするものとなっています。」</p> <p>「…松竹伸幸氏は、日本共産党に対する「善意の改革者」を装っていますが、その正体が何であるかを自ら告白したものといえましょう。」</p>	甲6の2

<p>本件記事③</p>	<p>2023（令和5） 年2月19日</p>	<p>表題：松竹氏 党かく乱者 であることを告白</p> <p>「…松竹伸幸氏は、“善意の 改革者”を装っていますが、 党の破壊者・かく乱者であ ることをみずからの言動で 明らかにしています。」</p> <p>「…党の最高機関である党 大会のかく乱を企図し、表 にあらわれない形で、みず からを支持するグループ＝ 分派をつくるための活動を はじめたことを告白したも のにほかなりません。」</p> <p>「“善意”のかけらもないこ とはあまりにも明白です。」</p>	<p>甲6の3</p>
<p>本件記事④</p>	<p>2023（令和5） 年2月26日</p>	<p>「外からいきなり攻撃する というのは、これは真面目 な人のやることじゃない。 悪意ある行動だと私たちは 断ぜざるを得ないのであり ます。」</p>	<p>甲6の4</p>

<p>本件記事⑤</p>	<p>2023（令和5） 年12月1日</p>	<p>「松竹氏が行っている党内に自らの同調者をつくろうという活動は、「党内に派閥・分派はつukらない」（第3条）と明記した規約に反する行動を行うよう、党員にけしかけるものであり、党外から、わが党の自律的ルールである規約を破壊する行為です。」</p> <p>「“本心を隠して党大会代議員になれ”と「指南」することは、党内の率直で民主的な討論を、二心的な議論に置き換えようという、たいへんに卑劣なやり方と言わなければなりません。」</p> <p>「松竹氏が行っている卑劣な党破壊とかく乱の行動は、「除名の再審査」を求める資格そのものを厳しく問うものとなっているといえましょう。」</p>	<p>甲6の5</p>
--------------	-----------------------------	---	-------------

(別紙)

当 事 者 目 録

〒 [REDACTED]

[REDACTED]

原告

松竹 伸幸

〒 1 0 3 - 0 0 1 3

東京都中央区日本橋人形町1丁目8番4号

東商共同ビル8階

永世綜合法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 平 裕介

（連絡担当）同 弁護士 堀田 有大

電 話 0 3 - 6 8 1 0 - 9 1 1 1

F A X 0 3 - 6 8 1 0 - 9 1 1 3

〒 9 3 0 - 0 0 6 6

富山県富山市千石町六丁目1番1号

法律事務所Z 北陸オフィス

同 弁護士 伊藤 建

電 話 0 7 6 - 4 8 6 - 9 8 2 5

F A X 0 7 6 - 4 6 4 - 4 1 1 8

〒 1 5 1 - 8 5 8 6

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 2 6 番 7 号

被告 日本共産党

上記代表者 日本共産党中央委員会議長 志位 和夫